

随意契約理由書

- 1 業務名称
豊里矢田線（生野）用地測量登記業務委託
- 2 契約の相手方
公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、都市計画事業「豊里矢田線」において、新規事業区間の事業用地取得等に伴う土地の調査、測量、登記図面等の作成並びに法務局備付け地図の訂正等を行うものである。

不動産の表示に関する嘱託登記では、土地の境界や沿革等を綿密に調査した上で、種々の資料調査、現地調査、測量などを行い、初めて具体的に処理すべき作業内容が定まる特殊な業務であり、用地境界確定には各種調査検討、周辺土地所有者との立会や協議などが必要で業務量は膨大である。

また、市内の法務局備付け地図は精度が低く、地図訂正の申出資料等の作成など多大な時間を要するため、迅速かつ正確な業務遂行が求められる。

本業務においては、土地を測量して単に不動産登記簿に反映するのではなく、その土地にかかる権利の客体を明確化する必要があるが、事業区間は地権者が多数で、かつ同一名義人でないだけでなく、無地番地、公図混乱地、公図上記載されていない用地なども含まれており、現地測量から地権者協議を必要とする用地など、調査対象用地ごとに多岐にわたる条件が存在する。

業務の履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成に必要となる広範な知識はもとより、市財産管理上及び法務局等記録のない用地の存在を確認した場合等の不測の状況においても、用地に関する公的記録だけでなく、その他の沿革調査により得られた情報などから高度で専門的な評価・判断が必要となる。尚且つ、新規事業区間の事業の先鋒となる本業務は、今後の事業推進にもかかわる重要な業務となるため、一斉作業、統一した業務手法等が必要であり、安定した組織力も必要である。

上記法人は、その専門的な能力を結合して官公庁等による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量その登記嘱託の申請等を適切、かつ迅速に遂行する目的で設立された、唯一の公益法人であり、表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有し、本業務の履行に関する実績、技術力及び組織力を有していることから、随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
5. 担当部署
総務部 測量明示課（電話番号 06-6615-6496）

2

随意契約理由書

1 委託名称

平成 31 年度城北公園内警備業務委託ー 2 (緊急)

2 契約相手方

(株) アカツキ

3 随意契約理由

例年、城北公園内で開園している城北菖蒲園においては、多くの来園者が集中することから、雑踏警備や交通警備を実施し、安全かつ快適に公園利用ができるよう努めているところである。

今般、本業務の受注者を選定すべく平成 31 年 4 月 11 日に事後審査型制限付一般競争入札を執行したところ応札者がなく、今後、改めて入札に付し受注者を選定する場合、再入札に要する期間を考慮すると平成 31 年 5 月下旬の開札となり、城北菖蒲園の期間中における適切な公園管理が行えないことから、至急、契約の必要がある。

受注者の選定にあたっては、本業務が、来園者の雑踏警備だけではなく、公園内での不適切利用者に対する啓発、不法駐車への注意・勧告、警察へのレッカー移動要請、公園施設（トイレ、樹木等）の破損確認など多岐にわたる警備となっているため、これらの業務を確実に遂行できる事業者を選定する必要がある。

平成 27 年度以降、当該業務について応札のあった事業者全社にヒアリングを行ったところ、各社とも人員不足により受託できない旨の回答があったため、追加で平成 31 年度に類似の業務について応札のあった事業者にヒアリングを行い、1 社のみ受託可能の回答があった。

そのため、今回本市入札参加資格登録（01 建物等各種施設管理 17 警備）を有し、唯一、迅速に資機材の調達及び業務体制の確保が可能な当該事業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

鶴見緑地公園事務所（電話番号：06-6912-0650）